

2018年7月20日

## 被災地域出身の在籍学生の皆さんへ

大阪北部地震・平成30年7月豪雨による被害に伴う経済的支援について

京都文教短期大学

大阪北部地震・平成30年7月豪雨による被害に遭われた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。  
京都文教短期大学では、災害救助法適用地域出身で被害に遭われた学生に対し、経済的支援を行なうことを決定しました。申し出により学費減免の特別措置を下記の要領で行います。また、納付時期の猶予や奨学金についての経済的支援をご案内します。

### 【経済的支援の概略】

1. 学費減免
2. 納付猶予（学費分納・延納）
3. 奨学金（日本学生支援機構奨学金：緊急採用、JASSO支援金10万円返還不要）

※上記1.～3.は重複可

※申込・書類に関しては、学生課までお申込み、お問合せください。

### 【各支援の詳細】

#### 1. 学費減免

##### (1) 対象地域

大阪北部地震・平成30年7月豪雨における災害救助法適用地域

##### (2) 対象者

災害救助法適用地域において被災された世帯のうち、本学在籍学生で、以下のいずれかに該当する学生が対象です。

①災害により学費支弁者が死亡または長期の入院もしくは加療が必要な場合。

②災害により家計支持者の居住する家屋が消失した場合、又は損壊により引き続き同家屋に居住することが困難になった場合。

③その他、前2号に準ずる被災として本学が認めるもの（要相談）

##### (3) 特別措置の内容

在学生：2018年度後学期 授業料、教育充実費の全額免除もしくは一部免除

##### (4) 必要書類

- ・支援措置申請書（学生課でお渡しします）
- ・罹災証明書等、上記（2）の①～③を証明する書類

##### (5) 申込み締切り

2018年8月31日（金）

#### 2. 納付時期猶予（学費分納・延納）

- ・2018年度後学期分の授業料等は10月初旬に納付通知書及び振込用紙を送付します。  
納入期限は10月31日となっておりますが、1月10日までの納入猶予手続きが可能です。

- ・分納の回数、金額は任意とします。
- ・延納は最長1月10日まで納入猶予が可能です。
- ・申請期限：10月31日

### 3. 日本学生支援機構奨学金

#### (1) 緊急採用

対 象 者：本災害により家計が急変し、奨学金を希望する者。

奨学金の種類：第一種奨学金（無利息）、第二種奨学金（利息付）

適用地域の準用：災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生で同等の災害に遭ったものについても、適用地域に準じて取り扱うものとします。

#### (2) JASSO支援金

対 象 者：自然災害等により、学生の居住する住宅が半壊以上等の被害を受けた者（要罹災証明書）。

支 給 額：10万円（返還不要、支援機構奨学金との重複可）

申込み期間：災害等発生月の翌月から起算して3か月を超えない期間内

(問い合わせ先)

京都文教短期大学 学生課

0774-25-2415

stu-aff@po.kbu.ac.jp